健康保険証の廃止、及び、マイナ保険証、資格確認書について

現行健康保険証
マイナ保険証
資格確認書

現在（11/1）現在　2024年 12/1 12/2　2025年 1/1　2025年 12/1 12/2　～　～　有効期限(案) 2029年 10/31 11/1

現在、加入者（健康保険証）

（交付済みの「健康保険証」はそのまま使える）
（廃止）
（国内では「マイナ保険証」の運用が基本）

①12/1までの新規加入者
（被保険者・被扶養者）

（健康保険証を交付します）
（交付済みの「健康保険証」はそのまま使える）
（廃止）

②12/2以降の新規加入者
（被保険者・被扶養者）

（「健康保険証」は、廃止のため交付なし）
原則「マイナ保険証（マイナンバーカード）」を利用。
（なお、出生の場合は、別途「資格確認書」を交付）

・（☆１）マイナンバーカードを保有していない方、または、健康保険と連携していない方
★事業主経由で、マイナ保険証の利用ができない旨、申請要。
「資格確認書」を交付。（有効期限あり）

③退職後「再雇用者」
（被保険者・被扶養者）

12/31 1/1　原則「マイナ保険証」
（☆１）の方
「資格確認書」を交付。（有効期限あり）

④12/2以降の転籍者

原則「マイナ保険証」を利用。
「資格確認書」を交付。（有効期限あり）

⑤12/2以降の任継者
▲ 任継開始日～最長２年）

原則「マイナ保険証」を利用。　任継：（2年後まで　～　2年後まで）
（☆１）の方
「資格確認書」を交付。（有効期限あり）
（最長２年間）
（最長２年間）